

河合町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7月 2日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第20号

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和29年4月河合村条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。